果実関係事業に係る業務方法書　新旧対照表（令和５年度見直し分）

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　　更　　　　後 | 現　　　　　行 |
| 第１条～第２条　　（略）  （業務）  第３条　協会は、定款第４条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和３６年法律第１５号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第３１７５号、３畜産第１９９３号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙３果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、協会の目的を達成するために必要な事業を行う。  (1)　　（略）  (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業の実施並びにこれらの事業に対する補助  (3)～３　　（略）  （事業の実施に対する補助）  第４条　協会は、第３条第１項第２号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、を実施する者に対して補助する。  第５条～第７条　　（略）  （補助金交付の際に附する条件）  第８条　協会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。  (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年４月３０日農林省令第１８号）、持続的生産要領、中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。  (2)～第１６条の（4）　　（略）  ア　果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央果実協会の業務方法書別紙１に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。  イ～第１８の（3）　　（略）  (4) 持続的生産要領第５の４に基づき、事業実施者及び支援対象者のうち農業生産活動を実施する者は、みどりのチェックシートを用いた自己点検を実施することとし、協会はこれを適切に指導するものとする。  第１９条～第２２条の（4）　　（略）  (5) 協会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第２号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央果実協会と協議するものとする。また、この場合において、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第２６条の(4)の交付申請と併せて協会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第２９条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。  第２２条の（6）～第４３条　　（略）  （事業の内容等）  第４４条　果樹未収益期間支援事業(以下第３節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、第２節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のエ又はオの取組により改植（補植改植を除く。）又は新植(以下第３節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。  ２～第４５条　　（略）  （支援対象者の承認等）  第４６条　本事業の支援を受けようとする者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のエ又はオの支援対象者を除く。以下、第４７条及び第４８条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合を除き、２２条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第２２条の手続きと取りまとめて行うものとする。  第４７条～第５１条　　（略）  第５１条の２　　（削除）  （事業の内容及び実施者）  第５２条　未来型果樹農業等推進条件整備事業は、次に掲げる事業とする。  (1) 新産地育成型及び既存産地改良型  労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Ⅰの第１の３の(1)のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に補助する事業とする。  (2) 担い手育成型  持続的生産要領Ⅰの第１の３の（2）の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費を支援する事業とする。  ２　　（略）  （中央果実協会が特認する支援対象者）  第５３条　持続的生産要領Ⅰの第１の３の(1)のウの（カ）及び（2）のウの（サ）の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。  （補助対象となる取組等）  第５４条　本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、新産地育成型及び既存産地改良型にあっては持続的生産要領Ⅰの第1の３の(1)のエの表に、担い手育成型にあっては持続的生産要領Ⅰの第１の３の（2）のエの表にそれぞれ示されているとおりとする。  （事業実施計画の承認等）  第５５条　本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。  (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第１の３の(1)新産地育成型及び既存産地改良型並びに（2）担い手育成型の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第５８条に定めるところにより事前確認を行うものとする。加えて、担い手育成型の場合は、産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、持続的生産要領Ⅰの第１の３の（2）のオ（ア）で定める内容を事業の実績報告までに確実に産地計画に位置付けるものとする。  (3)　　（略）  (4) 協会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ北海道知事と協議した上で、第５６条の(2)の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第５６条の(2)の交付申請と併せて採択基準チェックリスト（中央果実協会の業務方法書別紙２）を中央果実協会に提出するものとする  (5)　　（略）  補助金の交付の申請）  第５６条　本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。  (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。  第５７条　　（略）  （産地協議会による事前確認及び事後確認並びに４年後及び８年後の確認）  第５８条　第５５条第２号の事前確認及び第５７条第２号の事後確認は、次により行うものとする。  (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Ⅰの第１の３の(1)のウ、エ及びオ又は(2)のウ、エ及びオの要件及び第１９条及び第２０条の要件をすべて満たしていることを確認する。  (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業と同じメニューの支援対象に係る事後確認は、第３２条に準じて行う。  (3)～(4)　　（略）  (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したこと及び経費を確認する。  (6) ４年後及び８年後の確認は、第３６条に準じて行う。  （事業実施状況の報告等）  第５９条　支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、協会への事業実施状況の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。  （事業の評価）  第６０条　支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、協会への自己評価結果の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。  第６１条～第８６条　　（略）  第８７条　　（削除）  第８７条の２　　（削除）  第８７条の３　　（削除）  第８７条の４　　（削除）  第８７条の５　　（削除）  第８７条の６　　（削除）  第８７条の７　　（削除）  第８７条の８　　（削除）  第８７条  第８８条  第８９条  第９０条  第９１条  （財産処分等の手続）  第９２条　事業実施者（果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については１件当たりの取得価格が５０万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成２０年５月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、協会の承認を受けなければならない。  　また、協会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。  ２　事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して８年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第４８条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により協会に届け出るものとする。  ３～７　　（略）  第９３条  第９４条  第９５条  （各種施策との連携）  第９６条　担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。  附則（平成１９年～令和４年）　　　（略）  附則（令和５年５月２５日第１回理事会承認）  １　この業務方法書の変更は、令和５年４月１日から施行する｡ | 第１条～第２条　　（略）  （業務）  第３条　協会は、定款第４条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和３６年法律第１５号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第３１７５号、３畜産第１９９３号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙３果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和２年２月２８日付け元食産第４５３６号、元生産第１６９７号、元政統第１７８１号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）別記２の別紙３（以下、「先導果樹支援要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、協会の目的を達成するために必要な事業を行う。  (1)　　（略）  (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果樹先導的取組支援事業（先導果樹支援要領に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）の実施並びにこれらの事業に対する補助  (3)～３　　（略）  （事業の実施に対する補助）  第４条　協会は、第３条第１項第２号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。  第５条～第７条　　（略）  （補助金交付の際に附する条件）  第８条　協会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。  (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年４月３０日農林省令第１８号）、持続的生産要領、先導果樹支援要領及び中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。  (2)～第１８条の（3）　　（略）  ア　果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央果実協会の業務方法書別紙に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。  イ～第１８の（3）　　（略）  (4) 持続的生産要領第５の４に基づき、協会は、事業実施者及び支援対象者によるみどりのチェックシートを用いた自己点検の実施を促すとともに、適切な指導を行うものとする。  第１９条～第２２条（4）　　（略）  (5) 協会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第２号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央果実協会と協議するものとする。また、この場合において、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第２９条の(3)の交付申請と併せて協会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第２９条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。  第２２条の（6）～第４３条　　（略）  （事業の内容等）  第４４条　果樹未収益期間支援事業(以下第３節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のアからカまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、第２節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のエ、オ又はカの取組により改植（補植改植を除く。）又は新植(以下第３節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。  ２～第４５条　　（略）  （支援対象者の承認等）  第４６条　本事業の支援を受けようとする者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のエ、オ又はカの支援対象者を除く。以下、第４７条及び第４８条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合を除き、２２条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第２２条の手続きと取りまとめて行うものとする。  第４７条～第５１条　　（略）  （果樹先導的取組支援事業に係る改植等に係る支援の対象及び手続き）  第５１条の２　果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植を実施した者のこの事業の手続きは、第４５条から第４８条を準用する。この場合、第２６条において「持続的生産要領Ⅰの第１の１の（7）のアの（ア）及び（イ）」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業を実施する者」と、第４６条において「本事業の支援を受けようとする者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の（1）のエ又はオの支援対象者を除く。以下、第４７条及び第４８条において同じ。）」とあるのは、「本事業の支援を受けようとする者と、第４７条において「持続的生産要領Ⅰの第１の２の（7）」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植を実施した者における本事業」と読み替えるものとする。  （事業の内容及び実施者）  第５２条　未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Ⅰの第１の３の(1)のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に補助する事業とする。  ２　　（略）  （中央果実協会が特認する支援対象者）  第５３条　持続的生産要領Ⅰの第１の３の(3)のオの「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。  （補助対象となる取組等）  第５４条　本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅰの第1の３の(4)の表に示されているとおりとする。  （事業実施計画の承認等）  第５５条　本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。  (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第１の３の(8)のアの未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  （2）～（5）　　（略）  （補助金の交付の申請）  第５６条　本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。  (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。なお、その取組に持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表のうち１(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第１の２に係る取組を含む場合は、併せて果樹経営支援対策及び果樹未収益期間支援事業補助金の交付申請を行うものとのする。  第５７条　　（略）  （産地協議会による事前確認及び事後確認）  第５８条　第５５条第２号の事前確認及び第５７条第２号の事後確認は、次により行うものとする。  (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Ⅰの第１の３の(4)の要件及び第３１条の要件をすべて満たしていること。  (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事後確認は、第３２条に準じて行う。  (3)～(4)　　（略）  (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したことを確認する。  （事業実施状況の報告等）  第５９条　支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  （事業の評価）  第６０条　支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  第６１条～第８６条　　（略）  第９節　果樹先導的取組支援事業  （事業の内容等）  第８７条　果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援要領に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。  （補助対象となる取組）  第８７条の２　補助対象となる取組は、以下の通りとする。  （1）第１５条の（1）で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等（改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。）  （2）第１５条の（2）で定める小規模園地整備  （3）第１５条の（4）で定める用水・かん水設備の整備  （4）第１５条の（5）で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備  ２　補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の１／２以内とする。  （本会が特認する支援対象者）  第８７条の３　先導果樹支援要領第２の４の（5）の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、第１４条第１項で中央果実協会が認める者とする。  （事業実施計画の手続き）  第８７条の４　本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。  （1）支援対象者は、先導果樹支援要領第３の２の先導的果樹経営支援事業実施計画（以下、本節において「先導果樹実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  （2）産地協議会は、前号により支援対象者から先導果樹実施計画が提出されたときは、当該計画について、第８８条の７に定めるところにより事前確認を行うものとする。  （3）産地協議会は、事前確認後、先導果樹実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を協会に提出する。  （4）協会は、先導果樹実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び協会に協議するものとする。  （5）協会は、中央果実協会から承認通知があったときは、先導果樹実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。  （補助金の交付申請）  第８７条の５　本事業の補助金交付の申請手続きは、第２６条に準じて行うものとする。  （事業の実績報告及び補助金の交付）  第８７条の６　事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。  （1）支援対象者は、取組が完了したときは、事業報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。  （2）産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第８８条の７に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、協会に提出するものとする。  （3）協会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。  （4）協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。  （産地協議会による事前確認、事後確認並びに４年後及び８年後の確認）  第８７条の７　第８８条の４の（2）の事前確認及び第８８条の６の（2）の事後確認は、次により行うものとする。  （1）事前確認は、第３１条に準じて行う。  （2）事後確認は、第３２条に準じて行う。  （3）４年後及び８年後の確認は、第３３条に準じて行う。また、４年後の確認と併せて先導果樹支援要領第２の５の（3）の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援要領第２の１の（3）の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。  （補助金交付事務の委任）  第８７条の８　支援対象者は、第８８条の５及び第８８条の６に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。  第８８条  第８９条  第９０条  第９１条  第９２条  （財産処分等の手続）  第９３条　事業実施者（果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果樹先導的取組支援事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については１件当たりの取得価格が５０万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成２０年５月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、協会の承認を受けなければならない。  　また、協会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。  ２　事業実施者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して８年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第４８条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により協会に届け出るものとする。  ３～７　　（略）  第９４条  第９５条  第９６条  （各種施策との連携）  第９７条　担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。  附則（平成１９年～令和４年）　　　（略） |